

接続ルールの見直しに関する意見書

平成 12 年 12 月 4 日

電気通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001
(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもん
住所 東京都港区虎ノ門四丁目1番13号
(ふりがな) ぐろーばるあくせすかぶしきがいしゃ
氏名 グローバルアクセス株式会社
電話番号 03-5402-8793
メールアドレス okemoto@globalaccess.co.jp

一次答申草案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

1. 光ファイバ設備のアンバンドル化について

(1) 指定電気通信設備としての扱いについて

NTT 東日本および西日本の光ファイバ設備は、現時点においても、その敷設の面的広がりにおいてボトルネック設備と考えられるため、指定電気通信設備と捉えることは妥当であると考えております。

(2) 接続料について

早期に長期増分費用方式を導入することが必要であると考えております。

(3) 接続義務について

NTT 東日本および西日本は、利用者から申込みがあった場合、現時点で設備が存在しない場合であっても、新たに構築して提供するケースもあることから、公正競争を確保するためには、他事業者から接続要求があった場合において光ファイバ設備が存在しない場合であっても、原則接続義務があるものと捉えることが妥当であると考えております。

(4) サービス種類について

光ファイバの接続またはアンバンドルにおいて、接続する事業者が提供できるサービス種類については、限定すべきではないことを明記していただきたいと考えております。

(5) 伝送路設備の種類について

接続希望者が要望した場合には、端末系伝送路設備または中継伝送路設備にかかわらず、NTT 東日本および西日本は、アンバンドルされた設備の接続要望に応えるべきであると考えております。

2. 接続制度の定期的な見直しについて

接続制度の見直しは、我が国が目指す高速インターネット網の発展を促す電気通信事業の有効な公正競争の鍵となる課題であると考えられるため、毎年の見直しを行なって行くことを制度的に定義すべきと考えております。

以上